

週休2日制確保モデル工事実施要領

1 目的

本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取り組みとして、企業庁発注の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事(以下、「モデル工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 完全週休2日

対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設け、さらに土曜日と日曜日にも作業を実施しないことをいう。

なお、受注者の都合による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には完全週休2日として扱わない。

(3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(6) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し対象期間から除くこととする。

(7) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めることができるものとする。

3 モデル工事の実施

(1) モデル工事実施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、実施の同意・不同意について、「週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」（別紙1）により、施工計画書とあわせて発注者に提出する。

なお、不同意を選択した場合は、(3)経費補正の実施及び(4)工事成績評価への反映は行わないものとする。

(2) モデル工事の取組内容

ア 受注者は、モデル工事の実施に同意した場合は、対象期間において週休2日の確保に取り組む。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙２）を翌月の５日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、基本的に、工事完成届提出日の※20 日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙２）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙３）を作成し、監督員へ提出する。※建築工事・電気設備工事（営繕）・機械設備工事（営繕）については「工事完成届提出日の 30 日前まで」とする。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所にモデル工事である旨を明示する。

カ 受注者は、完成検査時に「現場閉所実績報告書」（別紙２）、「現場閉所履行報告書」（別紙３）及び週間工程表を提示できるよう準備する。

(3) 経費補正の実施

モデル工事において、対象期間内に４週８休以上の現場閉所日を設けたことを発注者が確認できた場合は「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項」（別添）により経費補正を実施し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(4) 工事成績評定への反映

モデル工事において、対象期間内に４週８休以上の現場閉所日を設けたことを発注者が確認できた場合は「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、４週８休以上の現場閉所の達成を発注者が確認できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。

4 アンケート

受注者は、モデル工事の実施の同意・不同意にかかわらず、工事完了後、アンケートに協力するものとする。

5 その他

「現場閉所実績報告書」（別紙２）、「現場閉所履行報告書」（別紙３）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合は、発注者は受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認する。

なお、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

【附則】

この要領は、令和２年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、令和２年度ゼロ県債・ゼロ交付金工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

この要領は、令和４年７月１日以降に所属長の決裁を受けるモデル工事に適用する。

この要領は、令和５年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、執行済みの令和４～５年度ゼロ県債工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項

1 工事現場での掲示（要領3（2）関係）

受注者がモデル工事に取り組む場合は、モデル工事であることを工事現場に明示する。

記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

＜記載内容の例＞

週休2日制に取り組む工事
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。
発注者：神奈川県企業庁〇〇水道営業所
受注者：(株)〇〇建設

2 土木工事・水道工事の積算方法

(1) 経費の補正方法（要領3（3）関係）

現場閉所実績に応じて、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を設計変更で増額する。

現場閉所実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.05	1.04	1.04	(水道工事) 1.06 (土木工事) 1.06

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 単価の補正方法

市場単価は、下表の補正を用いた以下の式により補正する。

・ 市場単価 × 補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防止柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

3 建築工事・電気設備工事（営繕）・機械設備工事（営繕）の積算方法

(1) 経費の補正方法（要領3（3）関係）

下表の現場閉所（現場休息）実績に応じた補正係数により労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

現場閉所実績	労務費
4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）	1.05

(2) 工事費の積算方法

週休2日制確保モデル工事において、発注者は、受注者が週休2日（4週8休以上）を達成したことを確認した場合は、「(3)単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した各表により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(3) 単価の補正方法等

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※ 上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表 A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 用※	4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1. 03	1. 03
土工事		1. 03	1. 03
地業工事		1. 03	1. 03
鉄筋工事		1. 04	1. 04
コンクリート工事		1. 04	1. 04
型枠工事		1. 03	1. 03
鉄骨工事		1. 04	1. 04
既製コンクリート		1. 03	1. 03
防水工事	市場単価	1. 02	1. 09
防水工事（シーリング）	市場単価	1. 04	1. 17
防水工事	物価資料	1. 02	1. 02
石工事		1. 02	1. 02
タイル工事		1. 03	1. 03
木工事		1. 02	1. 02
屋根及びとい		1. 02	1. 02
金属工事	市場単価	1. 02	1. 11
金属工事	物価資料	1. 02	1. 02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1. 04	1. 04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1. 04	1. 18
左官工事	物価資料	1. 04	1. 04
建具（ガラス）	市場単価	1. 02	1. 12
建具（シーリング）	市場単価	1. 04	1. 19
建具	物価資料	1. 02	1. 02
塗装工事	市場単価	1. 04	1. 18
塗装工事	物価資料	1. 04	1. 04
内外装工事	市場単価	1. 03	1. 15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1. 02	1. 10
内外装工事	物価資料	1. 03	1. 03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1. 02	1. 02
ユニットその他		1. 01	1. 01
排水工事		1. 03	1. 03
舗装工事		1. 02	1. 02
植栽及び屋上緑化		1. 03	1. 03
※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。			

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事）金 属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設 票（金属製）	1.03	1.03

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低 圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダ ンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

4 工事成績評定への反映について（要領3（4）関係）

発注者は、受注者が週休2日制（4週8休以上）を達成したことを確認した場合は、工事成績評定で下表の加点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	2点
4週8休以上	1点

※ 受注者の責に因らない理由で、土曜日や日曜日に現場作業を行った場合は監督員と協議のうえ、対象期間から除くこととする。